

(医療機関向け)

宇城市ひとり親家庭等医療費助成の内容について

現行：償還払方式

受給資格者は、医療機関受診後、領収書または医療機関からの診療報酬証明書(助成申請書中央の証明欄に記載・押印)を持参し、宇城市子ども未来課に申請手続きを行う。その後、自己負担額を除いた額は、申請した1～2 か月後に受給者の指定口座に振り込まれる。

令和8年11月診療分から

これまでの償還払方式に加え、現物給付方式を導入します。

健康保険の種類	支払方式	医療機関窓口での徴収額
国民健康保険 社会保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	現物給付方式 医療機関窓口ではひとり親医療費助成後の自己負担額まで支払う。	(自己負担額) 一部負担金の 3 分の 1 に相当する額 ※「宇城市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」(橙色)の確認をお願いします。 (公費負担番号の記載があります。)

現物給付方式について

(例)国民健康保険(患者負担3割)で医療機関等を受診し、医療費が10,000 円の場合

現行:償還払方式

総医療費 10,000 円

医療保険分(7割) 7,000 円	ひとり親医療費 2,000 円	自己負担額 1,000 円
-------------------	--------------------	------------------

患者窓口支払(3割)3,000 円

○受診後、受給者は市へ申請手続きを行い、ひとり親医療費2,000 円は申請から約1~2 か月後に指定の口座へ振込まれる。



現物給付方式(R8.11月診療分~)

総医療費 10,000 円

医療保険分(7割) 7,000 円	ひとり親医療費 2,000 円	自己負担額 1,000 円
-------------------	--------------------	------------------

患者窓口支払
1,000 円

○ひとり親医療費2,000 円は原則診療の翌々月に市町村から審査支払機関を通じて医療機関等へ支払われる。

医療機関等における取扱いについて

1 現物給付の条件

※現物給付は窓口での受給資格者証の提示が必要です。

ひとり親家庭等医療費助成について、現物給付ができるのは、下記の項目を全て満たす場合に限ります。

- ① 医療機関受診当日に宇城市に住所がある者で、医療機関の窓口で、ひとり親家庭等医療費受給資格証と資格確認証やマイナンバーカードを提示した場合
(医療費が高額になる場合は、「限度額認定証」等のご確認をお願いします。)
- ② 県内医療機関等での保険診療、保険調剤、訪問看護診療

※ただし、高額療養費に該当する(21,000 円を超える場合)・入院・整骨

院・鍼灸院は現物給付の対象外です。

2 現物給付の対象とならないもの

次の場合は、現物給付の対象となりませんので、通常の保険診療等の取扱いをお願いします。

- ① 医療機関で受給資格証の提示がない場合
- ② 熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合
(受給資格者から市の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)
※熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。
- ③ 健康保険が適用されない場合
- ④ 1つの医療機関における月の一部負担金が21,000円以上(高額療養費)の場合
※1つの医療機関とは、医療機関とその調剤分です。入院と外来、内科と歯科は別となります。
- ⑤ 他の法律や制度(自立支援医療・特定疾病等)の対象となる場合
- ⑥ 保険者が保険給付を認める治療用装具に係る費用
- ⑦ 保険適用分の鍼灸院・整骨院等での施術
- ⑧ 交通事故等の第三者行為による診療の場合
- ⑨ 70歳以上の人

3 現物給付の場合のひとり親医療自己負担額の徴収

医療機関等の窓口では、保険診療の一部負担金額の3分の1の額(10円未満は四捨五入した額)まで徴収し、保険診療の一部負担金額の3分の2の額(小数点以下は切り捨てた額)を、医療機関等から審査支払機関に請求していただくことになります。

4 請求の方法

ひとり親家庭等医療費のうち、現物給付となる医療費は、医療保険との併用レセプトによる手続きとなります。

【法別番号】83 【公費負担番号】83.43.014.0

5 他の公費負担医療制度との優先関係

従来どおり、ひとり親家庭等医療費助成よりも自立支援医療(更生医療や精神通院医療)等の他の公費負担医療制度を優先して適用することとなります。ただし、現物給付の対象ではなく、償還払いとなります。

関 係 機 関 連 絡 先

■ レセプトに関するお問合せ

【社会保険分について】

社会保険診療報酬支払基金 九州審査事務センター熊本分室

〒860-8533 熊本市中央区本荘町667-1

[TEL:096-364-0105](tel:096-364-0105) FAX:096-364-9685

【国民健康保険分について】

熊本県国民健康保険団体連合会

〒862-8639 熊本市東区健軍2丁目4番10号

医科審査課 [TEL:096-365-1383](tel:096-365-1383) 歯科調剤審査課 [TEL:096-365-1491](tel:096-365-1491)

■ 宇城市ひとり親家庭等医療費助成に関するお問合せ

宇城市 福祉部 子ども未来課 給付支援係

〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地

[TEL:0964-32-1404](tel:0964-32-1404)(課直通) FAX:0964-27-4124